

三枚網漁業の漁業許可にかかる制限措置の内容と申請すべき期間

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	漁業者の数	漁業を営む者 の資格	許可又は起業の認可を 申請すべき期間
いそうお、いせえび 三枚網	高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸東統括室 戸支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,010号の 漁場区域	10月1日 から翌年 5月31日 まで	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同 意のある者	令和8年9月25日から 同年10月24日まで
いそうお、いせえび 三枚網	[基点] 基点甲 穴内大平県漁業基点 基点乙 穴内新城の鼻突端の岩 基点丙 穴内八流共同漁業権境界基点 [区域] 基点甲から磁針方位190度0分の線及び基点乙から磁針方 位190度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大 高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。基 点乙から磁針方位190度0分の線及び基点丙から186度0分 の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海 岸線から沖合800メートルの線に至る区域。ただし、共第 2,023号の漁場区域を除く。	9月16日 から翌年 4月30日 まで	定めなし	定めなし	4	漁業権者の同 意のある者	令和8年9月25日から 同年10月24日まで
いそうお、いせえび 三枚網	[基点] 基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁業基点 基点乙 穴内新城の鼻突端の岩 基点丙 穴内八丁の下県漁業基点 [区域] 基点甲から磁針方位195度0分の線及び基点乙から磁針方 位190度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大 高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。基 点乙から磁針方位190度0分の線及び基点丙から磁針方位 190度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高 潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただ し、共第2,022号及び共第2,023号の漁場区域を除く。	9月16日 から翌年 4月30日 まで	定めなし	定めなし	15	漁業権者の同 意のある者	令和8年9月25日から 同年10月24日まで